

「 福島市音楽堂・福島市古関裕而記念館・福島市働く婦人の家・福島市勤労青少年ホーム 」  
指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	7月20日	現場説明会	3団体参加 ・時間:午後1時00分～ ・内容:募集要項・仕様書の説明、施設案内、質問受付
2	7月21日～24日	質問の受付	質問なし
3	8月3日	質問への回答	ホームページにて回答(※現場説明会時に後日回答としたものにつき回答)
4	8月6日～9日	指定申請書受付 (文化課)	1団体申請 ・申請書類の内容等点検、受付
5	8月24日	面接審査 (福島テルサ(3階)あづま)	1団体面接 ・時間:午前9時30分～ ・内容:プレゼンテーション、質疑応答
6	9月27日(商観) 9月27日(教育)	第1次審査 (商工観光部・教育委員会指定管理者管理運営委員会)	評価項目:7項目 ・各評価項目について評価(配分等詳細は審査集計表による) ・委員持点:各評価項目それぞれ10点
7	10月9日	第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会)	・商工観光部・教育委員会指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・指定管理者候補者の順位を決定

2 指定管理者候補者

・「公益財団法人 福島市振興公社」 / 最終合計点 : 75.60 点 (交渉順位第1位)

3 審査結果

【審査集計表】

評価項目	配分	第1位 (商工観光部)	第1位 (教育委員会)
ア 施設の設置目的の理解	10%	4.90点	8.50点
イ 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進の考え方	30%	15.00点	23.40点
ウ 指定管理料(費用)の設定の考え方	15%	9.60点	11.55点
エ 施設の維持管理に関する考え方	10%	5.10点	7.90点
オ 関係法令等の遵守に関する考え方	5%	2.55点	4.05点
カ 社会的価値の実現	15%	7.65点	12.00点
キ 安定した施設運営	15%	10.35点	15.15点
合計	100%	55.15点	82.55点
※管理運営委員会委員が8名につき1項目80点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		68.94点	
※管理運営委員会委員が11名につき1項目110点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点			75.05点
施設全体の平均点		72.00点	
上記採点結果に【インセンティブ加点】した最終合計点		75.60点	

**【評価コメント】(商工観光部)**

・各施設の設置目的や現状分析を踏まえた、適正かつ現実的な運営方針と目標設定かつこれまでのノウハウを活かした管理計画・職員配置となっているが、一層のサービス向上と目標値を達成するための具体的な工夫を望む。

・男女共同参画、公正労働の確保、高齢者雇用の確保、障がい者雇用の確保等、雇用や労働条件への配慮、個人情報保護や関係法令等への対応がなされている。

以上のことから総合的に判断し、当該施設を管理運営するうえで適当な団体であると評価した。

**【評価コメント】(教育委員会)**

・音楽堂・古閑裕而記念館の設置理念に基づいた運営方針であり、経験に頼らずニーズに即した事業展開の試みとして評価できる。また、東京2020オリンピック・パラリンピックの本市開催の機会を捉え目標設定していることも評価できる。

・これまでの管理経験を基に、施設の特徴を考慮して適切な光熱水費縮減の取り組み提案が行われている。

以上のことから総合的に判断し、当該施設を管理運営するうえで適当な団体であると評価した。

#### 4 参考

##### ■提案内容の評価の視点

###### ア 施設の設置目的の理解

- ① 管理運営方針は、施設の設置目的に沿っているか
- ② 目標値及び重視するサービス項目の設定が的確であるか

###### イ 施設利用者サービスの観点にたった利用促進の考え方

- ① 上記①、②を踏まえ、利用者に対するサービス向上が見込まれる提案となっているか

###### ウ 指定管理料（費用）設定の考え方

- ① 標準的経費により採点
- ② 必要な費目の設定は妥当か

###### エ 施設の維持管理に関する考え方

- ① 管理保守点検等の施設管理計画が妥当か

###### オ 関係法令等の遵守に関する考え方

- ① 個人情報保護及び秘密漏洩防止について理解され、組織として適正な対策が講じられているか

###### カ 社会的価値の実現

- ① 雇用や労働条件等に配慮した取り組みを行っているか

###### キ 安定した施設運営

- ① 安定した施設管理に必要な業務遂行能力を有する職員計画となっているか。
- ② 同様な施設の施設管理の実績があり、十分なものか。
- ③ 団体の経営状況は良好か

## ■指定管理者採点におけるインセンティブの付与について

### 1. 趣 旨

利用者へのサービス向上と施設管理の安定性、継続性の観点から、優良、適正に業務を行っている指定管理者については、第3期の業務実績評価を活用して第4期からインセンティブを付与する。

### 2. インセンティブ方法

①これまでの指定管理者については、平成26～29年度の4カ年の指定期間の評価結果（※1）を基に、「加点」する。

- ・総合評価A（優れている）⇒1年当たり：+1点加点
- ・総合評価B（適正である）⇒1年当たり：+0.5点加点
- ・総合評価C（問題がある）⇒1年当たり：加点なし

※1：評価結果（A・B・C）は、毎年度、各部指定管理者管理運営委員会で決定後、ホームページで公表しているもの。

②上記①に基づき算出した加点数を、各部指定管理者管理運営委員会の採点結果（各管理運営委員会により審査委員数が異なるため、採点結果を100点満点に換算後）に加点する。

③評価の異なる複数の施設を一括して公募（または非公募）する場合には、まず、施設ごとに加点数を算出し、その合計点を該当施設数で除した上でこれまでの指定管理者へ付与する。（※小数点第2位を四捨五入）